平成30年10月30日 道本備第2871号

/警察本部各部、所属の長/警察学校長/各方面本部長/各警察署長/宛てこの度、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第158条第2項の特殊標章及び身分証明書の交付等に関する基準、手続等について、別添のとおり「北海道警察特殊標章等の交付等に関する要綱」を制定したので、所属職員に周知徹底するとともに、適正な運用に努められたい。

別添

北海道警察特殊標章等の交付等に関する要綱

第1 目的

この要綱は、国家公安委員会・警察庁国民保護計画第2章第2節15の規定に基づき、 北海道警察本部長(以下「本部長」という。)が行う武力攻撃事態等における国民の保護 のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第158条 第2項の特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)の交付等に関する基準、 手続等を定めることを目的とする。

第2 特殊標章等の交付

- 1 本部長は、武力攻撃事態等(武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和 と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号。以下「事態 対処法」という。)第2条第2号に規定する武力攻撃事態及び同条第3号に規定する 武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。)において、次に掲げる者に対し、その者の申請 により特殊標章等を交付するものとする。
 - (1) 北海道警察の職員で国民保護措置(国民保護法第2条第3項に規定する国民の保護のための措置をいう。以下同じ。)に係る職務を行う者
 - (2) 本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (3) 本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- 2 本部長は、前項の申請があった場合には、申請に虚偽があると認められるときを除き、 当該申請に係る特殊標章等を交付するものとする。
- 3 前記1の申請は、別記第1号様式の申請書を本部長に提出して行うものとする。

第3 様式等

- 1 特殊標章の種類は、腕章、帽章、ヘルメット章、場所章、自動車章、自動二輪車章、 航空機章及び船舶章とし、その色、材質、制式等は、それぞれ別記第2号様式から別記 第9号様式のとおりとする。
- 2 身分証明書の様式は、別記第10号様式のとおりとする。

第4 身分証明書の有効期間

身分証明書の有効期間は、交付を受けようとする者が行う国民保護措置に係る職務若し くは業務又は国民保護措置の実施に必要な援助についての協力の内容その他の事情を勘案 して本部長が定めるものとする。

第5 身分証明書の書換え

身分証明書の交付を受けた者は、当該身分証明書の記載事項に変更が生じたときは、

速やかにその旨を本部長に申し出て、その書換えを受けなければならない。

第6 特殊標章等の再交付

- 1 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等が著しくき損し、又は汚損した場合には、 その旨を本部長に申し出て、特殊標章等の再交付を受けることができる。この場合に おいては、き損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。
- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、紛失、盗難又は滅失により特殊標章等を失った場合 には、遅滞なくその旨を本部長に申し出て、特殊標章等の再交付を受けなければなら ない。

第7 特殊標章等の返納

- 1 特殊標章等の交付を受けた者は、次に掲げる場合には、遅滞なく特殊標章等を返納しなければならない。
 - (1) 事態対処法第9条第1項に規定する対処基本方針(武力攻撃事態等に係るものに限る)が廃止されたとき。
 - (2) 身分証明書の有効期間が満了したとき。
 - (3) 第2の1に掲げる者のいずれにも該当しなくなったとき。
- 2 第6の2の規定により特殊標章等の再交付を受けた者は、失った特殊標章等を発見したときは、遅滞なく当該失った特殊標章等を返納しなければならない。

第8 台帳

本部長は、別記第11号様式の台帳に特殊標章等を交付した者に関する事項を記載し、 これを整理保管するものとする。

第9 特殊標章等の使用等

- 1 特殊標章等の交付を受けた者は、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務 若しくは業務を行い、又は国民保護措置の実施に必要な援助について協力する場合には、 特殊標章等を使用するものとする。この場合において、当該特殊標章が腕章であるとき には上衣の左腕に着装し、当該特殊標章が帽章又はヘルメット章であるときには帽子 又はヘルメットの右側面につけ、当該特殊標章が場所章であるときには見えやすい場所 に表示し、当該特殊標章が自動車章又は自動二輪車章であるときには自動車の上面及び 両側面につけ、当該特殊標章が航空機章であるときには航空機の両側面につけ、当該 特殊標章が船舶章であるときには船舶の見えやすい場所に表示するものとする。
- 2 前項の場合においては、身分証明書を携帯し、関係人から求められたときは、これを 呈示しなければならない。

第10 禁止事項

- 1 特殊標章等の交付を受けた者は、武力攻撃事態等における国民保護措置に係る職務 若しくは業務を行い、又は当該国民保護措置の実施に必要な援助について協力する場合 を除き、特殊標章等を使用してはならない。
- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

第11 特殊標章の貸与

1 本部長は、国民保護措置についての訓練が行われる場合において、必要があると認めるときは、当該訓練に参加する者に対し、相当の期間を定めて特殊標章を貸与するもの

とする。この場合においては、第6及び第7の2の規定を準用する。

2 特殊標章の貸与を受けた者は、武力攻撃事態等であると誤認させるような方法で、 当該特殊標章を使用してはならない。

第12 専決

- 1 この要綱に規定する本部長の事務のうち、警察署の職員で国民保護措置に係る職務を 行う者に対する特殊標章等の交付及び貸与に関する事務については、当該警察署の長は、 専決することができる。
- 2 この要綱に規定する本部長の事務のうち、方面本部の職員で国民保護措置に係る職務 を行う者に対する特殊標章等の交付及び貸与に関する事務については、当該方面本部の 警備課長は、専決することができる。
- 3 この要綱に規定する本部長の事務のうち、前記1及び2の規定により委任される事務 以外の事務については、警察本部警備課長は、専決することができる。
 - ※ 別記様式は省略